

## 情報取得手続（債務名義：給与）

### 申立費用・添付書類一覧

(R6.10.1)

#### 1. 申立手数料 1000円（収入印紙で納付）

ただし、債権者が1名増えるごとに1000円ずつ追加

#### 2. 郵送費用 5000円（現金予納）

ただし、第三者1名追加ごとに1500円（郵送費用）

110円切手を貼付した申立人宛ての返信用封筒（定型）×第三者数分

#### 3. 提出書類

- ① 情報取得手続申立書（申立書に以下4記載の2種類の目録をホチキス止めしてページ数を付したもの）
- ② 執行力ある債務名義の正本（ただし、民事執行法151条の2第1項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権に限る。）
  - (1) 執行文が必要です。ただし、不要のものもあります（例 家事審判書正本・家事調停調書正本（養育費、婚姻費用分担金等を請求する場合））。
  - (2) 家事審判書正本の場合は確定証明書が必要です。
- ③ 債務者に対する債務名義正本の送達証明書
- ④ 商業登記簿謄本または代表者事項証明書（当事者が法人の場合）

※ 法務局に申請して入手してください。
- ⑤ 住民票（当事者（個人）の現住所が債務名義記載の住所と異なる場合）

（債務者の生年月日を特定記載する場合）
- ⑥ 戸籍謄本（当事者（個人）の氏名が債務名義作成時から変更している場合）
- ⑦ 証拠書類
  - ア 民事執行法197条1項1号の主張をする場合  
（民事執行法197条1項1号の証明資料）

→例：配当表写し、弁済金交付計算書写し、不動産競売開始決定写し、債権差押命令写し、配当期日呼出状写し

（民事執行法205条2項の証明資料）

→例：財産開示期日が実施されたことの証明書、財産開示期日調書写し、財産開示手続実施決定写し等
  - イ 民事執行法197条1項2号の主張をする場合  
（民事執行法197条1項2号の証明資料）

→例：財産調査結果報告書及び添付資料（債務者住所地の土地・建物の不動産登記事項証明書（申立前3ヶ月以内発行のもの）が必要となります。法務局に申請して入手してください。）

（民事執行法205条2項の証明資料）

→例：財産開示期日が実施されたことの証明書，財産開示期日調書写し，財産開示手続実施決定写し等

⑧ 債務名義等還付申請書及び請書（債務名義等の返却を希望する場合）

※④，⑤，⑥は申立前3ヶ月以内に発行されたものをご提出ください。

また，名称や住所地等について，債務名義に記載されたものから現在のものまでのつながりを示す資料（戸籍の附票等）を求められる場合があります。

#### 4. 添付目録

申立書使用分以外に，写し（コピー）を用意してください。

当事者目録・請求債権目録→いずれも1部ずつ

〒500-8710 岐阜市美江寺町 2-4-1  
岐阜地方裁判所民事部情報取得事件係  
Tel.058-262-5219

〒507-0023 岐阜県多治見市小田町 1-22-1  
岐阜地方裁判所多治見支部情報取得事件係  
Tel.0572-22-0872

〒505-0116  
岐阜地方裁判所御嵩支部情報取得事件係  
Tel.0574-67-3111

〒506-0009  
岐阜地方裁判所高山支部情報取得事件係  
Tel.0577-32-3313

※ 詳細については、申立てをする各裁判所までお問合せください。